

MR通信【10月号】

<H25年10月9日発行>

松沢社会保険労務士事務所
ライフサポートまつざわ

〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19

TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218

Eメール info@matsuzawa-support.com

URL <http://www.matsuzawa-support.com>

今月のテーマ

知っておきたい「賃金」に関するマメ知識

～最低賃金・報酬・割増賃金の算定基礎賃金 etc～

10月から最低賃金額が改定されます！！



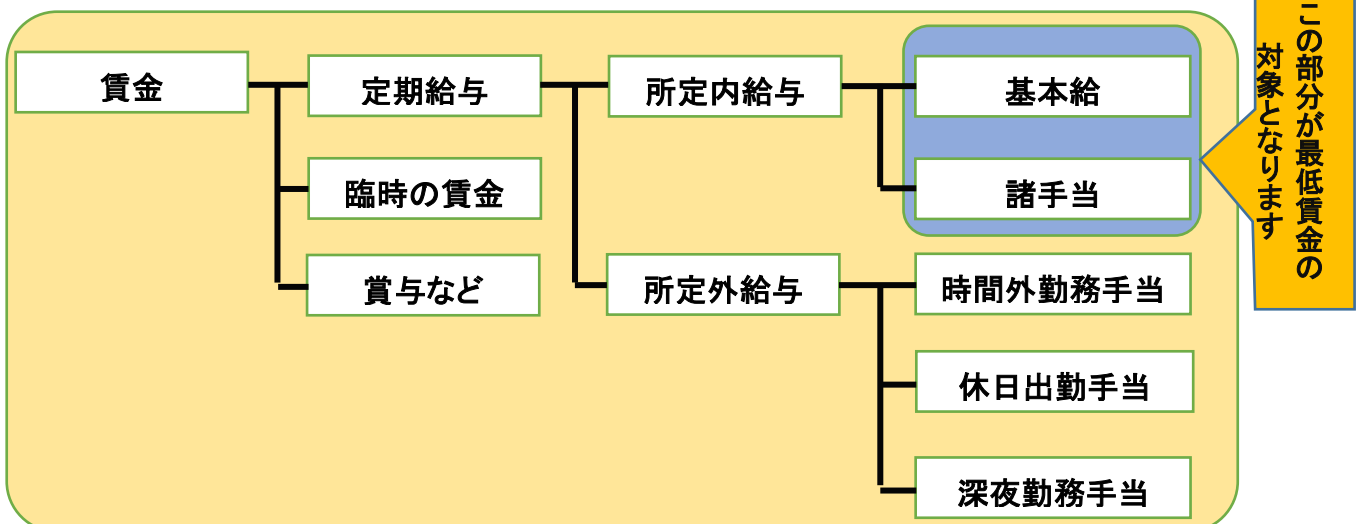
新潟県の最低賃金は701円になります。
これまでの最低賃金689円から12円上がります。
【発効日】平成25年10月26日
※最低賃金及び発効日は、都道府県によって異なります。

適用される対象者とは？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常時・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金の対象となる賃金とは？



次の賃金は、最低賃金には参入しません

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

健康保険法・厚生年金法上の報酬となるもの、ならないものとは？

「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対象として受けるすべてのものをいいます。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは除かれます。

	報酬となるもの	報酬とならないもの
通貨で支給	<ul style="list-style-type: none"> ○基本給・固定給等基本賃金 ○残業手当、通勤手当、職務手当、役職手当、皆勤手当、住宅手当、家族手当、勤務地手当、日直手当、宿直手当、精勤手当、別居手当など ○休業手当 ○会社から支給される私傷病手当金、賞与・決算手当(年4回以上支給されるもの)など 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主が恩恵的に支給するもの 病気見舞金、災害見舞金、結婚祝金など ○公的保険給付として受けるもの 健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年金、恩給など ○臨時的、一時的に受けるもの 大入袋、解雇予告手当、退職金など ○実費弁償的なもの 出張旅費、交際費、など ○年3回まで支給されるもの 賞与など(年3回以下のもの。標準賞与額の対象となる)
現物で支給	<p>通勤定期券・回数券、食事、食券、社宅・独身寮、被服(勤務服でないもの)、給与として支給される自社製品、等</p>	<p>制服・作業衣などの勤務服、食事(本人からの徴収金額が標準価額により算定した額の3分の2以上の場合) 社宅(本人からの徴収金額が標準価額により算定した額以上の場合)など</p>

	標準賞与額の対象となるもの
通貨で支給	賞与・決算手当・年末一時金などの賞与性のもので年3回以下支給されるもの、その他定期的に支給されるものでなく一時的に支給されるもの
現物で支給	現物で支給される賞与など

雇用保険料、労災保険法上の対象となる賃金とは？

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対象として事業主が労働者に支払うものをいいます。

	賃金となるもの	賃金とならないもの
通貨で支給	<ul style="list-style-type: none"> ○基本給・固定給等基本賃金 ○残業手当、通勤手当、職務手当、役職手当、皆勤手当、住宅手当、家族手当、勤務地手当、日直手当、宿直手当、精勤手当、別居手当など ○会社から支給される私傷病手当金、賞与 ○住居の貸与を受ける利益 (社宅等の貸与を無償で行っている場合のうち、貸与を受けない者に対して、均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支払われる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主が恩恵的に支給するもの 病気見舞金、災害見舞金、結婚祝金など ○公的保険給付として受けるもの 健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年金、恩給など ○臨時的、一時的に受けるもの 大入袋、解雇予告手当、退職金など ○実費弁償的なもの 出張旅費、交際費など ○住居の貸与を受ける利益 (一部の社員に住宅等の貸与を無償で行っている場合のうち、貸与を受けない者に対して、均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支払われない場合)
現物で支給	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤定期券・回数券、食事、食券、社宅・独身寮、被服(勤務服でないもの)給与として支給される自社製品など 	<ul style="list-style-type: none"> ○制服・作業衣などの勤務服など
	<p>※※通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服および住居の利益のほか、ハローワークが定めるものをいいます。</p> <p>現物給与について代金を徴収するものは、原則として賃金とはなりません。当該徴収金額が実際費用の3分の1を下回っている場合は、実際費用の3分の1に相当する額と徴収金額との差額部分は、賃金として取扱いますが、実際費用の3分の1を上回る代金を徴収するものは現物給与とはなりません。</p>	

割増賃金の算定の対象となる賃金の範囲とは？

割増賃金の計算の基礎に入れるべき賃金は、通常の労働時間又は労働日の賃金であり、基本給だけでなく諸手当も含まれます。

ただし、次の7種類の賃金は、割増賃金の計算の基礎に含めません。

①家族手当

②通勤手当

③別居手当

④子女教育手当

⑤住宅手当

⑥臨時に支払われた賃金……結婚手当、私傷病手当等の突発的・臨時的事由に基づき支払われるもの、又は支給事由が非常にまれに発生するもの

⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金……賞与等